

2018年7月17日発行

i スマート Biz サービス契約約款

目 次

第1条	本約款の目的と契約の成立
第2条	本約款の変更
第3条	用語の定義
第4条	i スマート Biz サービス提供における制限等
第5条	申込の単位
第6条	i スマート Biz サービスの申込方法
第7条	i スマート Biz サービスの開通と申込の承諾
第8条	契約内容の変更の申入れ
第9条	最低利用期間
第10条	最低利用端末数
第11条	初期費用、料金、工事および変更等に関する費用
第12条	月額費用の支払義務
第13条	外線通信料の支払義務
第14条	料金の支払方法等
第15条	i スマート Biz 契約者の義務
第16条	外線通信サービスの利用制限、通信の品質等
第17条	i スマート Biz サービスの提供の中断
第18条	i スマート Biz 契約者が行う i スマート Biz 契約の解約
第19条	当社が行う i スマート Biz サービスの提供の停止
第20条	当社が行う i スマート Biz 契約の解約
第21条	遅延損害金
第22条	損害賠償
第23条	法令に関する規定
第24条	i スマート Biz 契約上の地位または同契約に基づく権利・義務の移転、譲渡等の禁止
第25条	専属的合意管轄
第26条	実施期日及び変更管理

別 紙

[1] サービス約款細目

- 第1条 i スマート Biz サービスの提供
- 第2条 外線通信サービス利用の制限等
- 第3条 修理または復旧の順位
- 第4条 i スマート Biz 契約者の氏名等の変更
- 第5条 自営端末設備の接続の不可
- 第6条 専用VPNルーターの修理
- 第7条 宅内機器の修理
- 第8条 利用明細書の不発行

[2] 料金に関する細則

- 第1条 課金および請求
- 第2条 開始日および解約日の変更
- 第3条 端数処理
- 第4条 請求書および支払期日
- 第5条 消費税相当額の加算
- 第6条 ユニバーサルサービス料金の請求

[3] 料金表

- 第1条 初期費用
- 第2条 月額費用
- 第3条 外線通信料
- 第4条 変更費用

[4] 提携キャリア、物理回線キャリア

- 別表1 提携キャリア
- 別表2 物理回線キャリア
- 別表3 提携キャリアによる外線通信料金等

第1条（本約款の目的と契約の成立）

1. 顧客が、本契約約款（別紙を含みます。以下、「本約款」といいます。）記載の内容を全て承諾の上、株式会社アイルネット（以下、「当社」といいます。）に対して、直接あるいはiスマート Biz パートナー経由、iスマート Biz サービス（どこでも内線iスマート Biz サービス、どこでもビジネスフォンサービスを含む、以下これらをまとめて「iスマート Biz サービス」といいます。）の提供を申込み、当社がこれを承諾した場合、当社と顧客との間でiスマート Biz サービスの提供に関する契約（以下、「iスマート Biz 契約」といいます。）が成立します。なお、提供料金は、直接あるいはiスマート Biz パートナー経由の個々の料金契約内容に従います。
2. 当社は、iスマート Biz 契約の申込にあたり、顧客が本約款の内容の全てに合意したことを条件に、iスマート Biz 契約を締結するものとします。
3. 当社は、前項の当社とiスマート Biz 契約が成立した顧客（以下、「iスマート Biz 契約者」といいます。）に対し、電気通信事業に係る法律、規則等、本約款、別途当社が規定する内容に基づき、iスマート Biz サービスを提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、概ね半年に一度、iスマート Biz サービス内容の変更等に伴い、本約款を変更します。この場合、変更後に契約されたiスマート Biz の料金その他の契約条件は、変更後の本約款に従います。本約款が変更された場合は、変更後の本約款を当社ホームページ上に掲載します。また、当社から直接請求メールを発信しているiスマート Biz 契約者には、当該月の請求書メール内に、その旨記載して通知します。

第3条（用語の定義）

本約款における以下の用語は、それぞれ次の意味で使用されます。

用語	用語の意味
iスマート Biz サービス	当社が本約款に基づき提供する IP フォン、携帯電話機等の端末を利用したクラウド PBX サービス。iスマート Biz サービスには、どこでも内線iスマート Biz サービス、どこでもビジネスフォンサービスも含まれます。
iスマート Biz 契約	iスマート Biz サービス提供にかかわる契約。
iスマート Biz 申込者	当社に対し、iスマート Biz サービスの利用申込を行う者。申込方法は、当社への直接申込、iスマート Biz パートナー経由の申込の2種類。
iスマート Biz 契約者	iスマート Biz 申込者からの申込が当社により承諾され、iスマート Biz サービスが開通している者。

i スマート Biz パートナー	当社との契約内容により、i スマート Biz サービスの紹介斡旋、申込取次、i スマート Biz 契約締結、i スマート Biz 契約者からの問合せ対応、請求、代金回収等を行う会社。
クラウド PBX サービス	クラウドセンター（クラウド）やi スマート Biz 契約者の施設内（オンプレ）に設置されたi スマート Biz センター設備と端末が、IP ネットワーク経由接続されることによる内線通信サービス、および外線通信サービス。
内線通信サービス	i スマート Biz 仮想回線群内で、インターネットプロトコルにより音声等を伝送交換する電気通信サービス。
外線通信サービス	i スマート Biz 仮想回線群と固定電話通信サービスとの間で、インターネットプロトコル、または回線交換方式により音声等を伝送交換する電気通信サービス。
電気通信サービス	電気通信設備等を使用して他人の通信を媒介すること、または、それらの設備、機器、回線等を他人の通信の用に供するサービス。
電気通信事業者	電気通信サービスを行う会社。
固定電話通信サービス	一般公衆回線を利用した外線通信サービス。
3G/LTE 通信サービス	3G/LTE 回線を利用した外線通信サービス。
PHS 通信サービス	ソフトバンク株式会社が提供する外線通信サービス。 2020年7月にサービス終了します。
050 番号通信サービス	050 番号を利用した外線通信サービス。
050 番号の付加サービス	050 番号通信サービスに付加するサービス。
内線番号	内線通信サービスを利用するために、端末毎に設定される固有の電話番号。
外線番号	外線通信サービスを利用するための電話番号。
i スマート Biz 仮想回線	当社が提供する専用 VPN ルーターと i スマート Biz センター設備を接続するための仮想回線。
i スマート Biz 仮想回線群	i スマート Biz 仮想回線により構成される回線群。
物理回線	i スマート Biz 仮想回線の物理回線として、i スマート Biz 契約者が電気通信事業者から直接提供を受ける別紙 [4] 記載の物理的データ通信回線。
物理回線キャリア	当社が指定する物理回線を提供する電気通信事業者。
提携キャリアの電気通信設備	外線通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備で、i スマート Biz の提携キャリアが準備する電気通信設備。

提携キャリア	<p>i スマート Biz の外線通信、または内線通信を提供する別紙[4] 記載の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいう）。提携キャリアの通信料金の請求方法は、サービスにより以下の 3 種類となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社が、提携キャリアの通信料金を i スマート Biz サービス料金に合算して請求 2. 提携キャリアが、i スマート Biz サービス料金を提携キャリアの通信料金に合算して請求 3. 個別に請求
相互接続点	当社と提携キャリアとの間の電気通信設備の接続点。
協定事業者	提携キャリアと相互接続協定を締結している電気通信事業者。
協定事業者の電気通信設備	外線通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備で、協定事業者が準備する電気通信設備。
SIP サーバー	インターネットプロトコルにより音声等を伝送交換するためのサーバー。
共用サーバー	マルチテナント（複数の i スマート Biz 契約者）を収容する SIP サーバー、専用 VPN ルーターを利用。クラウドでサービスを提供します。
専用サーバー	シングルテナント（1 社、または 1 企業グループの i スマート Biz 契約者）を収容する SIP サーバー、専用 VPN ルーターか i スマート Biz 契約書が別途用意する VPN ルーターを利用。クラウド、またはオンプレでサービスを提供します。
i スマート Biz センター設備	当社が、当社のデータセンター、または i スマート Biz 契約者の指定する場所に敷設する SIP サーバー、ゲートウェイ等の電気通信設備。SIP サーバーは、Windows サーバーを利用し、メインサーバーとバックアップサーバーの 2 台による冗長構成、ゲートウェイは、メイン機のための 1 台構成とします。
宅内機器	当社が提供する通信機器で、i スマート Biz 契約者の宅内に設置する専用 VPN ルーター、ゲートウェイ、IP フォン等。

専用 VPN ルーター	i スマート Biz 仮想回線を利用するために、i スマート Biz 契約者の宅内に当社が設置する専用ネットワーク接続機器。1 拠点に 1 台必要となります。
ゲートウェイ	次の目的のために、当社が i スマート Biz 契約者宅内か i スマート Biz センターに設置する機器。 1. 外線通信サービスと接続 2. スマホ内線のためのインターネット回線との接続 3. 既存の宅内の PBX との接続
端末	当社が提供する IP フォン、または i スマート Biz 契約者が自ら用意し、当社が利用を認める PHS 端末、携帯電話機、スマートフォン、PC 等。
IP フォン	宅内機器として使用されるインターネットプロトコルで動作する卓上電話機。有線タイプと無線タイプ。
PHS 端末	ソフトバンク株式会社がワイモバイル通信サービスとして提供する PHS 通信サービス用の電話機。
携帯電話機	3G/LTE 通信サービス用の電話機。
スマートフォン/スマホ	i スマート Biz 申込者が指定するスマートフォンの、当社が提供するスマホ内線アプリをインストールして利用する端末。
スマホ内線	3G/LTE 通信サービスのパケット通信 (インターネット) を利用して、スマホ内線アプリとゲートウェイが通信する内線通信サービス。
スマホ内線アプリ	スマホでスマホ内線を利用するためのソフトウェア。
SIP ソフトフォン	PC で内線通信サービスを利用するためのソフトウェア
i スマート Biz カスタマーセンター	i スマート Biz 申込者、及び i スマート Biz 契約者に対して、i スマート Biz サービスの申込、開通、問い合わせ等を電話、メールその他の通信手段を利用して行う対応窓口。アイルネット法人カスタマーセンターが当該業務を行います。
顧客情報共有会社	i スマート Biz 申込者の情報 (個人情報を含む) を与信審査やサービス提供の目的のために、当社と共有し、利用する会社 (提携キャリア、与信審査会社、業務委託先、i スマート Biz パートナー、請求代行会社、指定工事会社等)。

請求代行会社	i スマート Biz 契約者に対する請求代金に係る請求書の発行業務、代金の回収を委託する会社。
指定工事会社	当社、または i スマート Biz パートナーが指定する工事会社。LAN 工事や宅内機器の設置、開通を行います。
開通日	i スマート Biz カスタマーセンターと i スマート Biz 申込者、または i スマート Biz 契約者が、i スマート Biz による音声通信の開通を確認した日。
開通月	i スマート Biz サービスの開通日が属する月。
開始日	i スマート Biz サービスの開始日、端末単位で設定。
開始月	i スマート Biz サービスの開始日が属する月。
解約日	i スマート Biz 契約の解約日、端末単位で設定。
解約月	i スマート Biz 契約の解約日が属する月。
停止日	i スマート Biz サービスの停止日、端末単位で設定。
停止月	i スマート Biz サービスの停止日が属する月。
停止月数	i スマート Biz サービスの停止日からサービスが再開されるまでの日数を 30 で除した月数。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
ユニバーサルサービス料金	ユニバーサルサービス維持のために、平成 19 年 1 月から通信事業者全体で負担することとなった料金。

第 4 条 (i スマート Biz サービスの提供方法、提供の制限等)

1. i スマート Biz サービスの細目は、別紙[1] サービス約款細目に規定されるものとします。
2. i スマート Biz サービスは、i スマート Biz 契約者が、当社から提供を受けた SIP サーバー、ゲートウェイ、宅内機器、及び当社が使用を認めた PHS 端末、携帯電話機、スマートフォン、PC のみを利用することにより提供されます。提供形態は、共用サーバークラウド、専用サーバークラウド、専用サーバーオンプレの 3 種類があります。
3. i スマート Biz サービスは、提携キャリアの電気通信設備、提携キャリアのサービス内容、協定事業者の電気通信設備、協定事業者のサービス内容、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第5条 (申込の単位)

1. i スマート Biz サービスの申込の単位は、端末単位とします。i スマート Biz 契約が成立した端末には、内線番号を付与して管理します。
2. i スマート Biz 申込者は、i スマート Biz サービス 1 申込につき、一名に限るものとします。

第6条 (i スマート Biz サービスの申込方法)

1. i スマート Biz サービスの申込は、i スマート Biz 申込者が、提案内容、申込書の内容、本約款の内容を確認後、直接又は i スマート Biz パートナー経由、i スマート Biz カスタマーセンターに捺印済みの申込書を提出することにより行うものとします。この場合、当社は、申込書の提出に加えて、法人登記簿謄本、運転免許証等、本人を確認するための書類の提出を要求する場合があります。
2. i スマート Biz 申込者は、i スマート Biz サービスの開通後、i スマート Biz 仮想回線、物理回線、3G/LTE 回線、PHS 回線、i スマート Biz 申込者宅内の無線 LAN 設備等の状況等により、i スマート Biz サービスが全く利用できない状態となる場合（内線通信サービス、外線通信サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）があることを承諾の上、申込をして頂きます。

第7条 (i スマート Biz サービスの申込情報の利用、開通と申込の承諾)

1. 当社は、i スマート Biz 申込者から第6条所定の申込を受けた場合には、申込内容を確認後、当社所定の審査に合格した場合、i スマート Biz サービスの開通工程に着手します。この場合、i スマート Biz 申込者は、i スマート Biz 申込者の情報（個人情報を含む）が、当社所定の顧客情報共有会社と共有され、与信審査や、i スマート Biz サービス提供の目的のために、当社および顧客情報共有会社によって利用されることに予め同意して頂きます。
2. i スマート Biz サービスの開通工程において、当該 i スマート Biz サービスの申込にかかる端末群につき、申込内容に従い、内線番号及び外線番号を設定します。内線番号は、i スマート Biz 申込者の希望にできるだけ沿うように設定いたしますが、1 端末に対し固有の1内線番号のみを設定し、複数の端末での内線番号の共有化は出来ません。外線番号は、複数の端末での外線番号の共有を許容しております。
3. 当社は、開通工程において、内線番号および外線番号の設定等の技術上、または業務遂行上やむを得ない理由がある時は、予め i スマート Biz 申込者の同意を得た上で、当該申込内容を変更していただき、i スマート Biz サービスの開通工程を進めることといたします。
4. 当社は、i スマート Biz サービスの開通工程完了後、i スマート Biz サービスの開通を確認の上、i スマート Biz サービス申込者からの申込を承諾いたします。当該開通日を

もって、当該開通端末につき、i スマート Biz 申込者と当社との間に i スマート Biz 契約が成立し、i スマート Biz 申込者は、i スマート Biz 契約者となります。開通日が属する月を開通月とします。

5. 当社は、以下の場合には、当該 i スマート Biz サービスの申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込書に不備がある場合。
 - (2) 申込書に虚偽の内容が記載されている場合。
 - (3) 申込にかかる i スマート Biz サービスが、以下の理由で開通できないと判明した場合。
 - 1) 申込にかかる i スマート Biz サービスを提供するために必要な物理回線の利用が停止されている場合、または利用することができない場合。
 - 2) 申込にかかる i スマート Biz サービスを提供するために必要な i スマート Biz 仮想回線を設置し、または保守することが事実上著しく困難であることが判明した場合。
 - 3) 申込にかかる i スマート Biz サービスを提供するために必要な専用 VPN ルーターが開通しない場合。
 - 4) 申込にかかる i スマート Biz サービスを提供するために必要な PHS 端末、携帯電話機、スマートフォン、PC の利用が困難であることが判明した場合
 - 5) 申込にかかる i スマート Biz サービスを提供するために必要な i スマート Biz センター設備の設定もしくは設置、または宅内機器の設定もしくは設置を行うことが、事実上著しく困難であると判明した場合。
 - 6) その他技術上解決できない問題が発生した場合。
 - (4) i スマート Biz サービス申込者において、第 19 条 (i スマート Biz サービスの提供の停止) の規定に基づき i スマート Biz サービスが利用停止中である場合、または i スマート Biz 契約の解除を受けたことがある場合。
 - (5) i スマート Biz 申込者が反社会的勢力である、或いは、反社会的勢力と当社が判断した場合。
 - (6) i スマート Biz 申込者自体の問題、または与信上の問題 (当社所定の与信審査に不合格等) があり、i スマート Biz サービスの料金を支払うことが困難であると当社が判断した場合。
 - (7) その他当社の信用を毀損する恐れや、i スマート Biz サービスに関する当社の業務遂行上、著しい支障があると当社が判断した場合。

第 8 条 (契約内容の変更の申入れ)

1. i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約内容の変更の申入れをすることができます。
2. 当社は、前項の申込があった場合には、第 7 条 (i スマート Biz サービスの申込情報の

利用、開通と申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、変更内容によっては、当社は、当該変更を承諾しないことがあります。

第9条 (最低利用期間)

1. i スマート Biz サービスには、最低利用期間が設定されております。
2. 前項の最低利用期間は、i スマート Biz 契約にかかる機器、端末単位で設定され、当該契約に基づいて当社が i スマート Biz サービスの提供を開始した開始日から起算して、次のとおりとします。なお、IP フォン、ゲートウェイ等の機器レンタルサービスにおいて新品の機器ではなく中古品を利用する場合は、中古品の状態によって最低利用期間が個別に設定されます。なお、中古品は数量に限りがあります。

1) i スマート Biz

サービス名	最低利用期間
専用 VPN ルーターサービス	12 ヶ月
クラウド PBX サービス	12 ヶ月
IP フォンレンタルサービス (新品)	60 ヶ月
ゲートウェイレンタルサービス (新品)	60 ヶ月
その他機器レンタルサービス (新品)	60 ヶ月

2) どこでも内線 i スマート Biz

サービス名	最低利用期間
専用 VPN ルーターサービス	12 ヶ月
クラウド PBX サービス	12 ヶ月
PHS オプションサービス	12 ヶ月
IP フォンレンタルサービス (新品)	60 ヶ月
ゲートウェイレンタルサービス (新品)	60 ヶ月
その他機器レンタルサービス (新品)	60 ヶ月
PHS 通信サービス (ワイモバイル通信サービスの規定)	36 ヶ月

3) どこでもビジネスフォン

サービス名	最低利用期間
どこでもビジネスフォンオプションサービス	36 か月
PHS 通信サービス (ワイモバイル通信サービスの規定)	36 ヶ月
3G/LTE 通信サービス (ワイモバイル通信サービスの規定)	24 ヶ月

3. 前項の規定にかかわらず、新品機器のレンタル契約等の場合において、個別に最低利用期間が設定される場合は、個別に設定された期間が適用されます。
4. 新品レンタル機器の所有権は、最低利用期間内は当社に属します。最低利用期間終了

- 月の翌月以降は、当該機器の所有権はiスマート Biz 契約者に無償で移転されます。
5. 新品レンタル機器の修理、交換対応に係る無償保証期間は、最低利用期間と同一の 60 か月です。最低利用期間終了月の翌月以降は有償対応となります。

第 10 条（最低利用端末数）

i スマート Biz サービスの内容により、一つの設置場所における最低利用端末数が規定されている場合があります。

第 11 条（初期費用、月額費用、工事および変更等に関する費用）

1. i スマート Biz サービス開通のために初期で発生する費用は、別紙[3]料金表 第 1 条（初期費用）に定めるところによります。
2. i スマート Biz サービス開通後に月額で発生する費用は、別紙[3]料金表 第 2 条（月額費用）に定める月額費用、別紙[3] 第 3 条（外線通信料）に定める外線通信料とから構成されます。別紙[3]料金表 第 2 条（月額費用）に定める月額費用は、契約により年額前払いも可能です。この場合、年額前払いされた費用は、未経過分があったとしても解約時に i スマート Biz 契約者に返還されません。
3. i スマート Biz サービスの開通にあたっては、別途、物理回線キャリアとの間で、物理回線敷設に係る工事費等が発生します。工事費は、i スマート Biz 契約者の宅内機器設置場所の個別状況に応じて、物理回線キャリアが請求する金額となります。また、開通後は、物理回線キャリアからの請求に基づき、i スマート Biz 契約者から物理回線キャリアに対し、物理回線の月額費用の支払が発生します。
4. i スマート Biz サービスの開通にあたっては、別途 i スマート Biz 申込者の設置場所の個別状況や個別要望に応じて、開通前に個別の工事が必要な場合があります。この場合、当社又は i スマート Biz パートナーは、必要な工事内容について i スマート Biz 申込者と協議します。当社は、i スマート Biz 申込者との間で、当社工事部分と個別工事部分について、責任分界点を明確にします。i スマート Biz 申込者は、明確にされた工事内容に基づき個別工事会社を選定の上、個別工事見積書を取得し、個別工事を発注します。なお、個別工事会社は、当社、当社の指定工事会社、i スマート Biz 申込者指定の工事会社、i スマート Biz パートナー、又は i スマート Biz パートナーの指定工事会社からの選択となります。また、個別工事内容の確定、個別工事見積書作成のために、個別工事会社による事前の現場調査を実施することがあります。
5. i スマート Biz 契約者が、外線通信サービスを利用する場合の費用の詳細は、利用するキャリア別に、別紙[4]提携キャリア、物理キャリアに規定されています。
6. i スマート Biz サービス開通後、i スマート Biz 契約者から、i スマート Biz センター設備の設定変更、i スマート Biz 契約に記載された宅内機器の設定変更、または設置場所変更等の申入れがなされ、これに応じて変更がなされる場合には、別紙[3]料金表 第 4

条（変更費用）に定める変更料が発生します。

第 12 条（月額費用の支払義務）

1. 月額費用は、i スマート Biz サービスに対する基本料、オプション料、レンタル料等から構成されます。
2. i スマート Biz 契約者は、当該 i スマート Biz 契約に基づいて、各利用月の毎月 1 日から月末までの期間につき、別紙[3] 料金表 第 2 条(月額費用) の規定に基づいて算定される月額費用の支払いを要します。
3. 月額費用は、開通月は無料です。開通月の翌月 1 日（以下、「開始日」といいます。）から課金開始され、i スマート Biz 契約者は、発生する月額費用の支払いを要します。月額費用の日割り計算等を行われません。停止や解約については、月の途中で停止または解約された場合でも、停止月または解約月の 1 ヶ月分の月額費用全額の支払いを要します。
4. i スマート Biz 契約者は、何らかの理由により i スマート Biz サービスを利用することができない事態が発生した場合であっても、全額の月額費用の支払いを要します。但し、i スマート Biz 契約者の責めによらない事由により、i スマート Biz サービスを全く利用できない状態（i スマート Biz センター設備の障害を原因として全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できなくなる状態と同程度の状態となる場合を含みます）が発生し、かつ、当社が当該状態を確認した時刻から起算して 24 時間以上にわたり継続した場合には、この限りではありません。
5. 当社は、年額前払いの場合を除き、支払いを要しないこととされた月額費用が、i スマート Biz 契約者から現実に支払われている時は、その料金を返還します。

第 13 条（外線通信料の支払義務）

1. i スマート Biz 契約者は、毎月、別紙[3] 料金表 第 3 条（外線通信料）の規定に基づいて算定された外線通信料の支払いを要します。
2. 外線通信料は、i スマート Biz 契約者が利用した通信時間に基づき従量制で課金され、毎月 1 日から月末までの 1 ヶ月単位にて計算されます。但し、月中に利用開始、あるいは停止、解除が発生した場合には、開通月においては開通日から開通月の月末まで、停止月、解除月においては毎月 1 日から停止日または解約日までの利用について課金されます。
3. i スマート Biz 契約者は、当該 i スマート Biz 契約者の宅内機器、PHS 端末、携帯電話機、またはスマートフォンを利用して、i スマート Biz 契約者以外の者が行った外線通信料の支払いについても、当社に対し責任をもって支払わなければなりません。
4. i スマート Biz 契約者は、外線通信料について、提携キャリアの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合には、別紙[3] 料金表 第 3 条（外線通信料）第

1項「提携キャリアの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い」に従い算定した料金額の支払いを要します。

5. 当社は、支払いを要しないこととされた外線通信料が、i スマート Biz 契約者から現実に支払われている場合には、その料金を返還します。

第 14 条（料金の支払方法等）

i スマート Biz サービスに係る料金は、当社、当社と契約する請求代行会社、i スマート Biz パートナー、電気通信事業者によって、i スマート Biz 契約者に対して通知する請求内容に従い、クレジットカード、銀行口座振替、振込等の方法により支払われるものとします。なお、当社への振込の場合に、i スマート Biz 契約者の誤りにて、振込額が請求金額を超えた場合には、当社は、当該超過金額を、当該 i スマート Biz 契約者に対する翌月以降の請求金額に充当することができるものとします。

第 15 条（i スマート Biz 契約者の義務）

1. i スマート Biz 契約者は、以下の事項を遵守して頂きます。
 - (1) i スマート Biz サービス提供のために設置された IP フォンを除く宅内機器（専用 VPN ルーター、ゲートウェイ等）を移動し、取外し、変更し、分解し、損壊し、通常以外の使用方法で使用する等の行為を行わないこと。但し、天災、事変、その他の非常事態に際して、専用 VPN ルーター、ゲートウェイ等を保護する必要がある場合は、この限りではありません。
 - (2) 宅内機器を保留状態にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に支障を来す等の行為を行わないこと。
 - (3) 多数の不完了通信を発生させる等、通信の輻輳を発生させる恐れがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が、業務遂行上において支障がないと認めた場合を除いて、宅内機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) IP フォンの代わりにパソコン等を接続した上で、なりすまし、盗聴または物理回線、i スマート Biz 仮想回線、i スマート Biz センター設備、提携キャリア電気通信設備、協定事業者の電気通信設備、その他 i スマート Biz 契約者設備への妨害、攻撃、もしくは不正侵入等の行為を行わないこと。
2. i スマート Biz 契約者は、前項の規定に違反して、宅内機器を忘失し、または毀損した場合には、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を負担して頂くものとします。当社は、当社に損害が生じた場合には、i スマート Biz 契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。

第 16 条（外線通信サービスの利用制限、通信の品質等）

1. 天災、事変、その他の緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、提携キャリアまたは協定事業者において、外線通信サービスの利用を制限することがあります。
2. 第17条1項1号所定の関連電気通信設備が故障し、または滅失した場合において、その全部を速やかに修理し、または復旧することができない場合には、提携キャリアまたは協定事業者が優先的に取り扱う必要のある通信を確保するため、i スマート Biz 契約者に対する i スマート Biz サービスの復旧が劣後する場合があります。
3. i スマート Biz サービスの通信品質は、物理回線の状態、宅内機器の設置場所における LAN の状態、i スマート Biz サービスの利用形態、固定電話通信サービスの状態、携帯電話通信サービス（PHS 通信サービス、3G/LTE 通信サービス）の電波状態等、通信ルートにおけるネットワークの輻輳状態等により変動します。
4. スマホ内線アプリを利用した通信は、当社が提供するスマホ内線アプリの動作、利用する携帯電話通信サービスの電波状態、スマートフォンに通信の着信を通知する PUSH センターからの PUSH 信号の送受信状態、インターネットの通信状況、i スマート Biz 契約者宅内の無線 LAN の電波状態等の様々な要因によっては、相手先からの通信が着信しないこと、相手先に発信できないこと、音質が劣化すること等があります。

第17条（i スマート Biz サービスの提供の中断）

1. 当社は、以下の場合に、i スマート Biz サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) i スマート Biz センター設備、提携キャリアの電気通信設備、協定事業者の電気通信設備、物理回線、i スマート Biz 仮想回線、宅内機器（以下、「関連電気通信設備」といいます。）の保守上、または工事上やむを得ない場合。
 - (2) 特定の物理回線、i スマート Biz 仮想回線、提携キャリアの通信回線、または協定事業者の通信回線から多数の不完了通信（接続先との通信が確立する前に通信の発信を取りやめることをいう）が発生したことにより、通信が輻輳し、または輻輳する恐れがあると当社が認めた場合。
 - (3) 別紙[1]サービス約款細目第2条（外線通信サービス利用の制限等）の規定により、通信サービスの提供を中止する場合。
 - (4) 物理回線、i スマート Biz 仮想回線、提携キャリアの通信回線、または協定事業者の通信回線が、当該通信キャリアの都合にて利用できない場合。
2. 当社は、第1項に規定されている事由に基づき i スマート Biz サービスの提供を中止する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、予め i スマート Biz 契約者に対して、この旨を通知いたします。

第18条（i スマート Biz 契約者が行う i スマート Biz 契約の解約）

1. i スマート Biz 契約者は、最低利用期間経過後は、i スマート Biz 契約を端末（内線番

号) 単位で解約することができます。i スマート Biz 契約者は、契約を部分的に又は全てを解約しようとする時は、予め i スマート Biz カスタマーセンターに対して、解約内容を当社の指定する解約申込書に記載してメール又は郵送にて通知して頂きます。当社は、当該解約申込書を入手後、i スマート Biz 契約者との間で解約日の確定を行い、解約工程に移行します。解約日をもって、当該解約端末 (内線番号) は通話ができなくなります。解約日が属する月を解約月とします。

2. i スマート Biz 契約者は、最低利用期間に満たない端末 (内線番号) の契約を解約する場合には、当該端末 (内線番号) 単位で、最低利用期間に満たない月数分の解約手数料の支払いを要します。解約手数料は、解約月の月額費用と合算して、指定する期日までにお支払い頂きます。
3. 前項の場合において、解約手数料は、以下の算式に従って最低利用期間に満たない月数を計算し、当該月数分に、解約月に発生した月額費用を乗じた金額とします。解約手数料は、解約対象の端末 (内線番号) 単位で個別に計算し、その合算金額を解約手数料とします。なお、開始月から解約月までの間に、i スマート Biz サービスを停止した期間がある場合には、当該停止月数は利用期間に充当されないものとします。

(最低利用期間に満たない月数の計算方法)

最低利用期間に満たない月数 = 最低利用期間 - (解約月 - 開始月 + 1 - 停止月数)

(解約手数料の計算方法)

(ア) i スマート Biz サービス (どこでもビジネスフォンを除く)

解約手数料 = 解約月に発生した月額費用 × 最低利用期間に満たない月数

(イ) どこでもビジネスフォン

解約手数料 = 1 端末 (内線番号) に対して一律 9,500 円

なお、どこでも内線 i スマート Biz、どこでもビジネスフォンは、ワイモバイル通信サービスを利用したサービスであり、ワイモバイル通信サービスについては、個別にワイモバイルの規定に準じた解約手数料が発生します。以下は、一例です。詳細は、ワイモバイルにお問合せください。

解約手数料 (例) = ワイモバイルサービスで規定される解約手数料 + 端末代金の残債金額

4. i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約が解約された場合、専用 VPN ルーターを当社に返却頂きます。返却しない場合は、買取価格として、60,000 円 (税抜) が請求され、i スマート Biz 契約者は当社に支払いを要します。
5. i スマート Biz 契約者は、新品機器による IP フォン及びゲートウェイレンタルサービ

スを契約している場合、解約時に、60 か月最低利用期間の残月数分を一括にてお支払い頂きます。残月数分の一括支払完了後、当該レンタル機器の所有権は、当社から i スマート Biz 契約者に移転します。なお、i スマート Biz 契約者において、レンタル機器が不要との理由で、当社に当該機器が返却された場合でも、残月数分のレンタル費の支払いは免除されません。

第 19 条 (当社が行う i スマート Biz サービスの提供の停止)

1. 当社は、i スマート Biz 契約者が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該 i スマート Biz サービスの提供を停止することができます。この場合、当社または i スマート Biz パートナーは、予めその理由、利用停止の開始日、及び利用停止期間を、i スマート Biz 契約者に対して通知します。
 - (1) 本約款に基づき、支払いを要することとなった初期費用、月額費用、工事費用、外線通信料、その他の債務が、支払期日を経過してもなお当社に入金されない場合
 - (2) 第 15 条 (i スマート Biz 契約者の義務) の規定に違反した場合
 - (3) 開通後、i スマート Biz 契約に係る物理回線が、利用停止あるいは利用できなくなった場合
 - (4) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、i スマート Biz サービスに関する当社の業務遂行、もしくは当社、提携キャリア、協定事業者の電気通信設備に対して著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をした場合
 - (5) 当社、または i スマート Biz パートナーが、i スマート Biz 契約者の信用状況等から請求代金の支払いや i スマート Biz サービス提供の継続に不安があると判断した場合
2. 当社は、複数の i スマート Biz 契約を締結している i スマート Biz 契約者につき、そのいずれかの i スマート Biz 契約において、第 1 項に規定する i スマート Biz サービス提供の停止事由が発生した場合には、当該 i スマート Biz 契約者の全ての i スマート Biz 契約に係る i スマート Biz サービスの利用を停止することができるものとします。この場合に、当社は、予めその理由、利用停止の開始日、及び利用停止期間を、i スマート Biz 契約者に対して通知します。

第 20 条 (当社が行う i スマート Biz 契約の解約)

1. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、i スマート Biz 契約者に何らの催告なく、直ちに i スマート Biz サービス契約を解約することができます。
 - (1) 本サービスが、法令に違反しており、または行政指導によりサービスの提供を禁止された場合
 - (2) 本約款に基づき、支払いを要することとなった初期費用、月額費用、工事費用、外線通信料、その他の債務が、支払期日を経過してもなお当社に入金されない場合
 - (3) i スマート Biz 契約者が、開通後、当社が規定する i スマート Biz 仮想回線、物理回

線、宅内機器を利用していないことが判明した場合

- (4) i スマート Biz 契約者が、開通後、当社が承認していない方法で i スマート Biz サービスを利用していることが判明した場合
- (5) i スマート Biz 契約者が、本約款の規定に違反した場合
- (6) i スマート Biz 契約者が、初期費用、月額費用、工事に要する費用等、その他の支払いを不当に免れたことが判明した場合
- (7) i スマート Biz 契約者について、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合
 - 1) 第三者から差押、仮差押、仮処分の申立を受け、または租税滞納処分を受けた場合
 - 2) 破産、会社整理、特別清算、会社更生または民事再生手続の申立がなされた場合
 - 3) 解散決議のための準備を開始した場合
 - 4) 手形交換所における不渡、その他支払停止または支払不能と認められる事由が生じた場合
 - 5) 役員・幹部社員が刑事上の強制捜査、行政上の強制調査を受けた場合、または役員、社員、株主間の紛争等により、その事業活動に支障をきたした場合
 - 6) 不正の行為があった場合、または反社会的行為を行った場合
 - 7) 当社または i スマート Biz サービスの業務についての信用を害し、あるいは害する恐れのある行為を行った場合
 - 8) 合併、営業譲渡、重要な営業財産の譲渡または支配株主の変更が生じた場合
 - 9) 反社会的勢力であると当社、または i スマート Biz パートナーが判断した場合
 - 10) 信用状況から i スマート Biz サービスの提供の継続に不安があると当社、または i スマート Biz パートナーが判断した場合
2. i スマート Biz 契約の解約がなされた場合には、i スマート Biz 契約者は、当社が指定する方法で、専用 VPN ルーターを当社に返却するものとします。
3. i スマート Biz 契約の解約がなされた場合には、i スマート Biz 契約者は、解約月において最低利用期間に満たない端末が存在する場合には、第 18 条第 2 項、第 3 項に規定する方法で計算される解約手数料の支払いを要します。
4. i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約の解約がなされた時点で、当社に対する全ての債務につき期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を弁済しなければなりません。
5. 当社は、i スマート Biz 契約の解約により、当社に損害が生じた場合には、i スマート Biz 契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。

第 21 条 (遅延損害金)

i スマート Biz 契約者において、料金その他の債務 (遅延損害金を除きます。) につき、支払期日を経過しても、なお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払完了日までの日数について、年 14.5%の割合 (1 日当たりの割合は、年利を 365 日で除した割合としま

す。)で計算して得た金額を遅延損害金として、指定する期日までに支払って頂きます。但し、支払期日から起算して10日以内に支払いがなされた場合は、この限りではありません。

第22条 (損害賠償)

1. 当社は、本条第2項、第3項、第4項の場合を除いて、iスマート Biz サービスの利用不能もしくはこれに準ずる状態に起因して、iスマート Biz 契約者に損害が生じた場合にも、iスマート Biz 契約者に生じた営業上の損害、逸失利益、その他一切の損害につき、何ら損害賠償の責めを負わないものとします。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、iスマート Biz センター設備の障害を原因として、iスマート Biz サービスを全く利用できない状態(iスマート Biz サービスにかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。)が発生し、かつ当該状態を当社が確認した時刻(以下、「確認時刻」といいます。)から起算して24時間以上にわたり継続した場合に限り、iスマート Biz 契約者に生じた損害を、次項に従い賠償します。但し、当社の責に帰すべき事由には、端末、宅内機器、iスマート Biz 契約者の物理回線またはLAN設備、提携キャリアの電気通信回線設備、協定事業者の電気通信回線設備のいずれかに起因して、iスマート Biz サービスを利用できない状態となった場合は含まれておらず、また、これ以外の事由についても個別に判断されるものとします。
3. 前項の場合において、当社は、確認時刻以後、24時間以上全く利用ができなかった端末(以下、「当該端末」といいます。)毎に、個別に利用できなかった時間を24時間で割って日数換算し、小数点以下を切捨てた換算日数(以下、「賠償日数」といいます。)に対応する、当該iスマート Biz サービスに係る以下の金額の合計額を、iスマート Biz 契約者に発生した損害とみなし、その金額に限って賠償します。

(1) 月額費用

当該端末の月額費用を30日で除した金額に、賠償日数を乗じた金額

(2) 外線通信料

確認時刻が属する月の前月から起算して、前月を含む3ヶ月間(確認時刻が属する月が契約後3カ月に満たない場合には、3ヶ月以内の把握可能な期間)の1日当たりの当該端末に対する平均外線通信料(1か月平均の外線通信料を30日で除した金額。過去の実績を把握することが困難な場合には税抜額50円)に、賠償日数を乗じた金額。

4. 当社の故意または重大な過失により、iスマート Biz サービスが全く利用できない状態になった場合には、前2項の規定は適用されず、確認時刻以後、利用できなかった時間(以下、「賠償時間」といいます。)に対応する当該iスマート Biz サービスに係る、以下の金額の合計を発生した損害とみなし、その金額に限って賠償します。

(1) 月額費用

当該端末の月額費用を720時間(30日×24時間)で除した金額に、賠償時間を乗じ

た金額

(2) 外線通信料

確認時刻が属する月の前月から起算して、前月を含む3ヶ月間（確認時刻が属する月が契約後3カ月に満たない場合は、3ヶ月以内の把握可能な期間）の1時間当たりの当該端末に対する平均外線通信料（1か月平均の外線通信料を30日で除した数を24時間で除した金額。過去の実績を把握することが困難な場合には税抜額50円を24時間で除した金額）に、賠償時間を乗じた金額

5. 当社、および指定工事会社は、宅内機器の設置、撤去、修理または復旧の工事の際に、
i スマート Biz 契約者の所有または管理に係る土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合においても、当社、および指定工事会社に故意または重大な過失が認められる場合を除いては、損害賠償の責任を負わないものとします。
6. i スマート Biz 契約者が、初期費用、月額費用、工事費用等の支払いを不当に免れたことが判明した場合には、当該支払を免れた金額に加えて、金100万円を損害賠償額として、指定する期日までに支払っていただきます。
7. i スマート Biz 契約者が、当社または第三者に対し損害を与えた場合、i スマート Biz 契約者は、その全ての損害賠償の責に任じるものとします。

第23条（法令に関する規定）

i スマート Biz サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条（i スマート Biz 契約上の地位および同契約に基づく権利・義務の移転、譲渡等の禁止）

i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約上の地位ならびに同契約に基づく個別の権利および義務は、当社の事前の書面による承諾を受けずに、第三者に対して移転、承継、譲渡、引受することはできません。

第25条（専属的合意管轄）

i スマート Biz 契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（実施期日及び変更管理）

1. 本約款は、2005年7月1日から有効とします。
2. 当社は、本約款の変更管理を行うものとし、本約款に変更日を記載します。

（変更履歴）

変更日 2005年11月1日

変更日 2006年1月1日
変更日 2006年8月1日
変更日 2006年10月1日
変更日 2007年2月1日
変更日 2007年7月1日
変更日 2008年2月1日
変更日 2009年3月1日
変更日 2013年6月1日
変更日 2014年2月1日
変更日 2015年4月1日
変更日 2015年7月1日
変更日 2015年11月1日
変更日 2017年5月1日
変更日 2017年11月1日
変更日 2018年7月17日

別紙

[1] サービス約款細目

第1条 (i スマート Biz サービスの提供)

i スマート Biz サービスは、以下の区間において提供します。

- (1) 当社が提供する端末相互の間
- (2) 当社が提供する端末と相互接続点との間

第2条 (外線通信サービス利用の制限等)

当社は、天災、事変、その他の緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合において、提携キャリアが必要と認めた場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の提供の確保、または秩序の維持のために、これらに必要な事項を内容とする通信、および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、外線通信サービスの利用を制限することがあります。この場合に、優先的に取り扱われる機関は提携キャリアによって決定されますが、現時点においては、以下に掲げる機関とします。

機 関 名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 サービス約款細目に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関
-------------	---

第3条（修理または復旧の順位）

当社は、i スマート Biz センター設備、または提携キャリアの電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を速やかに修理し、または復旧することができない時は、第2条（外線通信サービス利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保する必要に応じて、提携キャリアが決定した順位に従って、修理し、または復旧を行いません。

第4条（i スマート Biz 契約者の氏名等の変更）

1. i スマート Biz 契約者において、氏名、名称、住所、設置場所、または当社からの通知の送付先等に変更があった場合には、変更内容を速やかに i スマート Biz カスタマーセンターに届け出て頂きます。
2. 当社は、i スマート Biz 契約者に対して、届出内容の事実を証明する書類を提示して頂くことがあります。

第5条（自営端末設備の接続の不可）

i スマート Biz 契約者は、当該 i スマート Biz 契約において終端している宅内機器に代えて、自営の端末設備を接続することはできません。

第6条（機器の修理）

i スマート Biz サービスで利用する機器の無償修理期間は、次の通りです。無償修理期間経過後は、個別見積による有償修理となります。障害時の保守対応は第7条に記載します。

機器名	無償修理期間
専用 VPN ルーター	i スマート Biz 契約期間内
IP フォン ゲートウェイ	導入時買取り契約の場合、レンタル契約のどちらの場合でも開始月から 60 か月間は無償修理します。60 か月終了後は、i スマート Biz の契約期間内であっても有償修理となります。有償の場合、発送用宅配便費用、返送用宅配便費用、交換費用、修理費用等の実費を i スマート Biz 契約者にご負担いただきます
上記以外の宅内機器（当社が設置したハブ、LAN 機器等）	機器製造メーカーの無償保証期間である 1 年間。1 年間終了後は、i スマート Biz の契約期間内であっても有償修理となります。

第7条（障害時の保守対応）

スポット保守と定額保守があります。i スマート Biz 契約者が希望されない限り、スポット保守となります。定額保守を希望される場合は、希望内容に基づいて個別契約として見積

りします。

障害が発生した旨の連絡を、i スマート Biz 契約者から、i スマート Biz カスタマーセンターにいただいた場合は、i スマート Biz カスタマーセンターの技術員が障害内容の一次切り分けを行い、i スマート Biz 契約者の対応要請に基づき、スポット保守として、リモート保守、先出センドバック保守、オンサイト保守の 3 種類の方法で対応します。技術員による保守対応時間は、当社営業日の 9:00 から 18:00 です。内容によっては翌営業日対応の場合もあります。i スマート Biz カスタマーセンターでの障害受付方法は、専用電話番号、又は専用メールアドレスへの連絡となります。当社営業時間外は、夜間休日センターにて、専用電話番号による障害受付のみを行い、翌営業日に保守対応します。

専用電話番号 : 050-5524-4440 (当社営業時間内、及び夜間休日センター対応)

専用メールアドレス : pbx_support@islnet.co.jp (当社営業時間内)

スポット保守の方法	保守内容
リモート保守	i スマート Biz カスタマーセンター技術員が、専用 VPN 回線を通じて保守対象機器にアクセスし、障害機器を復旧します。リモート保守料金は無料です。
先出センドバック保守	<p>① i スマート Biz カスタマーセンター技術員が、現実的に交換機器が到着できる時間を案内した上で、交換用機器に必要な設定を行い、先出センドバック方式にて、交換機器を設置場所に送付します。当社営業日の 12:00 までの受付分は、2 から 3 台程度であれば当日発送します。それ以外は、翌営業日の発送となります。</p> <p>② i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz カスタマーセンター技術員の指示に従い、設置場所で障害機器をはずし、到着した交換機器を接続し復旧していただきます。障害機器は、i スマート Biz カスタマーセンター宛てに宅配便にて返送いただきます。</p> <p>③ i スマート Biz カスタマーセンターは障害機器受領後、修理対応し、必要な設定を施し、i スマート Biz 契約者に宅配便にて返送します。i スマート Biz 契約者は、到着した修理品と交換用機器を交換し、復旧を確認します。交換用機器は、i スマート Biz カスタマーセンターに宅配便にて返送いただきます。</p> <p>④ 上記①から③において、障害対応費用は、機器単位で利用月数に応じて発生します。開始月から 60 ヶ月以内の機器については無償です。開始月から 61 ヶ月以上利用期間が経過した機器については、i スマート Biz の契約期間内であっても有償にて、発送用宅配便費</p>

	用、返送用宅配便費用、交換費用、修理費用等の実費を i スマート Biz 契約者にご負担いただきます。
オンサイト保守	<p>① i スマート Biz 契約者が、オンサイト保守要員による駆けつけ交換を希望される場合は、現実的に到着できる時間を案内した上で、交換復旧のためのオンサイト保守要員を障害が発生した設置場所に派遣します。オンサイト派遣費用は 1 回 50,000 円（税抜）です。なお、派遣は、保守要員の手当ができる場合に限りです。</p> <p>② オンサイト保守要員は、交換用機器を持参して設置場所を訪問、機器を交換し復旧します。故障機器はオンサイト保守要員が受け取り、i スマート Biz カスタマーセンターに送付します。</p> <p>③ i スマート Biz カスタマーセンターは、オンサイト保守要員から送付された故障機器に修理対応し、必要な設定を施し、i スマート Biz 契約者に宅配便にて返送します。i スマート Biz 契約者は、到着した修理品と交換用機器を交換し、復旧を確認します。交換用機器は、i スマート Biz カスタマーセンター宛てに宅配便にて返送いただきます。</p> <p>④ 上記①から③において、オンサイト派遣費用とは別に、機器単位で利用月数に応じて障害対応費用が発生します。開始月から 61 ヶ月以上利用期間が経過した機器については、i スマート Biz の契約期間内であっても有償となります。修理費用、発送用、返送用それぞれの宅配便費用は、i スマート Biz 契約者の負担となります。</p>

第 8 条（利用明細書の不発行）

当社は、i スマート Biz 契約者に対し、外線通信サービスの利用に係る明細書、及び通話履歴等を発行しません。

[2] 料金に関する細則

第1条（課金および請求）

1. i スマート Biz サービスの料金は、利用月毎に課金されます。
2. 月額費用は、i スマート Biz サービスの開始月から解約月までの全期間にわたり、端末単位で、定額制にて毎月課金、請求されます。日割り計算はされません。
3. 外線通信料は、i スマート Biz サービスの開通月から解約月までの全期間にわたり、毎月月末締にて、端末単位で、別紙[3] 料金表 第3条（外線通信料）に定めるところに従い、従量制にて課金、請求されます。
4. 第2項、第3項に記載される料金以外に、初期費用、工事費、変更費用、解約手数料等が一時的に発生することがあります。これらの費用は、個別、または、その発生月の月額費用、外線通信料と合算して課金、請求されます。

第2条（開始日および解約日の変更）

当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合には、第1条に記載する開始月の開始日、解約月の解約日を変更することがあります。

第3条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、1円未満の端数が生じた場合には、当社請求システムのロジックに従い端数処理します。但し、料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

第4条（請求書および支払期日）

1. 請求金額および支払期日については、当社、又は当社の指定する i スマート Biz パートナー、請求代行会社、提携キャリアから、それぞれの会社の規定に従った方法にて請求書が発行され、i スマート Biz 契約者に通知されます。
2. 当社からの通知の場合は、毎月、当社が指定する期日に、インターネット回線を通じて、電子メール等の当社の指定する方法となります。個別に紙の請求書の発行や郵送による対応を希望される場合は、1回 300円（税抜）となります。i スマート Biz 契約者は、銀行引落等の当社が指定する方法にて、第1項の請求金額を支払期日までにお支払いいただきます。

第5条（消費税相当額の加算）

請求金額は、料金表に定める税抜額に基づき計算された総額に、消費税相当額を加算した額（小数点以下端数処理）とします。但し、外線通信料のうち、外国との通信に係るもの、または特定衛星端末との通信に係るものについては、この限りではありません。

第 6 条 (ユニバーサルサービス料金の請求)

2009 年 2 月利用分より、外線番号を利用するサービスにユニバーサル料金が発生します。

[3] 料金表（全て消費税抜き金額です。）

第1条（初期費用）

1. 料金額は、以下の表のとおりとします。

項目	料金額
IP フォン買取り 注1)	20,000 円/台～（機種に応じる） AC アダプタ別売 3,000 円/個～
IP フォン用 PoE ハブ（8 台用）	30,000 円/台～（機種に応じる）
ゲートウェイ買取り 注1)	180,000 円/台～（機種に応じる）
スマホ内線アプリライセンス費 注2)	3,000 円/台（サービスに応じる）
SI 費（設計にかかわる費用）	台数に応じて個別見積
IP フォン等設定費	台数に応じて個別見積
ゲートウェイ設定費	台数に応じて個別見積
サーバー設定費	台数に応じて個別見積
Windows サーバー等設定費	台数に応じて個別見積
IP フォン設置費	台数に応じて個別見積
ゲートウェイ設置費	台数に応じて個別見積
サーバー設置費	台数に応じて個別見積
基本工事費、基本派遣費等	台数や回線数に応じて個別見積
LAN 工事費	工事内容により個別見積
新番号発行料（当社指定の新番号の発行について）	1,000 円/番号
番号ポータビリティサービス手数料（i スマート Biz 契約者指定の番号の利用について）	3,000 円/番号

注1) IP フォンとゲートウェイは、導入時に買取りプラン、またはレンタルプランが選択できます。

注2) スマホ内線アプリは当社指定のソフトウェアを利用します。i スマート Biz 申込者は、購入サイトから利用されるスマホに予めダウンロードします。スマホ内線アプリの設定は、当社の指示に従い、i スマート Biz 申込者が当該スマホに行います。アプリの種類によっては、予め購入サイトで購入金額が指定されるケースもあります。

第2条（月額費用）

1. クラウド PBX サービス料は、i スマート Biz 契約者の全端末に対して適用されます。
2. 月額費用は、以下の表のとおりとします。
3. 新品機器のレンタル料は、最低利用期間が 60 ヶ月です。最低利用期間前の解約の場合、残月数分の一括支払いとなります。

項目	月額料金額
専用VPNルーター利用料	5,000円/台（共用サーバー）
専用VPN用ISP利用料	1,000円/台（共用サーバー）～ （サービスタイプに応じる）
クラウドPBXサービス料	300円/端末（共用サーバー） 150円/端末（専用サーバー）
IP フォンレンタル料	300円/台～（機種に応じる）
ゲートウェイレンタル料	3,000円/台～（機種に応じる）
どこでもビジネスフォンオプション料 （ワイモバイル通信サービスの料金は別料金）	1,980円/3G・LTE1台あたり 1,280円/PHS 1台あたり（新規受付は終了しました）
PHS オプション料 （ワイモバイル通信サービスの料金は別料金）	800円/ PHS1台あたり（新規受付は終了しました）
番号利用料（当社指定の新番号、iスマートBiz契約者指定の番号の利用について）	100円/番号
番号ポータビリティサービス利用料（iスマートBiz契約者指定の番号の利用について）	300円/番号

第3条（外線通信料）

外線通信料の計算方法等は、以下のとおりとします。

項目	内容
外線通信料の計算方法	外線通信料は、別紙[4]第3条に従い、料金額欄に規定する分数または秒数毎に算定するものとします。
外線通信サービスに係る通信時間の測定等	<p>1) 外線通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを提携キャリアが確認した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、提携キャリアの機器により測定します。</p> <p>2) 1) に規定する通信時間には、i スマート Biz 契約者以外の者が、当該 i スマート Biz 端末から行った外線通信に係るものを含みます。</p>

<p>提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかつた場合の外線通信料の計算方法は、提携キャリアの規定等に従います。</p> <p>(提携キャリアの規定)</p> <p>1) 過去6ヶ月間の実績を把握することができる場合 提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかつた日の初日(初日が確定できない時にあつては、種々の事情を総合的に判断して提携キャリアの機器の故障等があつたと認められる日)の属する月の前6ヶ月(前月を含む。但し、6ヶ月分が把握できない場合は、把握可能な期間)の間において、各月における外線通信料を30日で除して1日の平均の外線通信料を算出し、算出された1日の平均外線通信料の最低値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>2) 過去の実績を把握することが困難な場合 過去の実績を把握することが困難な場合には、税抜額50円に算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p>
<p>提携キャリアの付加サービス等を利用する場合</p>	<p>利用する付加サービスの種類により、別紙[4]に記載の料金が別途発生します。</p>

第4条 (変更費用)

1. 設定にかかわる変更費用は、i スマート Biz サービスの端末1台単位に適用されます。
2. 料金額は、以下の表のとおりとします。

項目	単位	料金額
<p>端末の設定変更 (リモート、またはセンドバック方式による)</p>	<p>端末 1台毎</p>	<p>1) どこでも内線・どこでもビジネスフォンの場合：1,000円/端末</p> <p>2) それ以外の場合：900円～/端末(変更内容に応じる)</p> <p>3) センドバックの場合は、往復の送料は、i スマート Biz 契約者負担。端末を元払いにて当社に送付。当社からの端末返送料として600円～/回を請求します。</p>
<p>ゲートウェイの設定変更 (保守要員の派遣による)</p>	<p>ゲートウェイ 1台毎</p>	<p>50,000円/回～(変更内容、要員派遣の場所に応じる)</p>

<p>ゲートウェイの設定変更 (リモート、またはセンドバック方式による)</p>	<p>ゲートウェイ 1台毎</p>	<p>10,000円/台～(変更内容に応じる) センドバックの場合は、往復の送料は、i スマート Biz 契約者負担。ゲートウェイを元払いにて当社に送付。当社からのゲートウェイ返送料として 600円～/回を請求します。</p>
--	-----------------------	---

[4] 提携キャリア、物理回線キャリア

第1条（提携キャリア）

i スマート Biz の提携キャリアは、以下のとおりとします。

	提携キャリア
1	楽天コミュニケーションズ株式会社
2	ソフトバンク株式会社（ワイモバイル）
3	アルテリア・ネットワークス株式会社

第2条（物理回線キャリア）

i スマート Biz の物理回線キャリアおよび物理回線は、以下のとおりとします。

物理回線キャリア	物理回線
東日本電信電話株式会社	B フレッツ（新規サービスは終了しました）
西日本電信電話株式会社	フレッツネクスト
その他	当社にて検証確認された回線

第3条（提携キャリアにおける外線通信料金等）

提携キャリア毎の外線通信料金等は、以下のとおりとします。提携キャリアにおいて外線通信料金等が変更された場合は、提携キャリアにおける変更内容に従って、i スマート Biz の外線通信料金等、提供条件も変更されます。全て消費税抜きの金額です。

（1）楽天コミュニケーションズ株式会社

1) サービスの提供

当社は、楽天コミュニケーションズ株式会社の契約約款に基づいて、外線通信サービスを i スマート Biz 契約者に提供します。当該外線通信サービスについての問い合わせ等は当社でお受けします。

2) 外線通信料金

国内電話料金	単位	料金額
a : b 以外のもの	3 分まで毎に	8 円
b : 携帯・PHS・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの	1 分まで毎に	16 円

国際電話料金は、楽天コミュニケーションズ株式会社のホームページに記載された料金（IP 国際料金表）が準用されます。

3) 付加サービス費用

1. チャネルアップ費用は、外線番号の 050 番号の 1 つについて実施された工事回数およ

び追加されたチャンネル数に対して適用されます。

2. フリーボイス費用は、i スマート Biz サービスの 050 番号毎に、実施された工事回数に対して適用されます。フリーボイス、フリーボイスシンプルのご利用には、それぞれ 050 番号が必要です。
3. 特定番号通知費用は、i スマート Biz サービスの 050 番号毎に、実施された工事回数に対して適用されます。特定番号通知のご利用には、050 番号が必要です。
4. 料金額は、以下のとおりとします。

項目	料金額	
チャンネルアップ	工事・変更費用	1,000 円/工事 (050 番号ごと)
	月額費用	180 円/1 追加チャンネル (050 番号ごと)
フリーボイス	工事・変更費用	2,000 円/工事 (050 番号ごと)
	月額費用	2,000 円/050 番号
フリーボイスシンプル	工事・変更費用	500 円/工事 (050 番号ごと)
	月額費用	800 円/050 番号
特定番号通知	工事・変更費用	1,000 円/工事 (1 グループごと)
	月額費用	200 円/1 グループ

(2) ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)

A. どこでも内線 i スマート Biz サービスにおける注意事項 (新規申込は終了しました)

1) i スマート Biz 申込者、ソフトバンク (ワイモバイル)、当社の契約関係

当社は、ソフトバンク株式会社が提供するワイモバイル通信サービスの再販事業契約に基づき、i スマート Biz 契約者にどこでも内線 i スマート Biz サービスを提供します。従って、i スマート Biz 申込者が、既に利用中の PHS 端末を i スマート Biz サービスの端末として利用する場合、当該 PHS 端末について、i スマート Biz 申込者とソフトバンク (ワイモバイル) との直接契約を、i スマート Biz 申込者と当社との契約に変更することに承諾するものとします。但し、この場合において、i スマート Biz 申込者とソフトバンク (ワイモバイル) 間の個別信用購入あっせん契約 (端末代金のソフトバンク (ワイモバイル) への割賦による支払) は、そのままソフトバンクとの契約として残ります。i スマート Biz 申込者は、以下の点に合意の上、当社と契約するものとします。

(i スマート Biz 契約者の合意事項)

- ① ソフトバンク (ワイモバイル) からの請求ではなく、当社からの請求に一括して変更になります。請求内容は、契約関係が変更されたワイモバイル通信サービス料金、ソフトバンク (ワイモバイル) との契約のまま残される端末割賦代金の双方を、当社から一括して請求します。この場合において、当社は、通信料金の請求はソフトバンク (ワイモバイル) との再販契約、端末割賦代金の請求はソフトバンク (ワイモバイル)

との請求代行契約に基づき、i スマート Biz 契約者に実施します。

- ② 上記①のワイモバイルからの契約変更には、ワイモバイル通信サービスの解除料は発生せず、当該 PHS の利用月数は、ソフトバンク（ワイモバイル）との契約時点から計算されます。
- ③ 端末割賦契約にかかわるダブルバリューセレクトによる割引は、ワイモバイル同様、当社からの請求においても適用されます。

2) 暗証番号

どこでも内線 i スマート Biz サービスで新規に契約する PHS 端末固有の暗証番号は、当社が管理しますので、i スマート Biz 申込者には開示されません。

3) 事務手数料、外線通信料金、オプション料金、解約手数料金、国際通話料金

ワイモバイル通信サービスの料金が準用されます。但し、利用できるオプションは、制限を受ける場合があります。

4) 端末割賦代金の支払とダブルバリューセレクトの適用

PHS 端末は、ワイモバイルのダブルバリューセレクトと同様なプランにて購入ができます。この場合、当社からの請求書に端末の割賦代金と「W-VALUE 割引」相当額の金額が記載されて請求されます。ワイモバイルのダブルバリューセレクトに変更があった場合は、当社からの請求額もワイモバイルの変更に準じて変更されます。なお、機種変更をした場合において、旧端末に割賦代金の残金が残った場合、割賦代金は当社から継続して請求されます。この場合、ダブルバリューセレクトは、機種変更された新端末に適用され、旧端末には適用されません。

B. どこでもビジネスフォンサービスにおける重要事項 (PHS サービスの受付は終了しました)

1) サービス提供形態

どこでもビジネスフォンは、ワイモバイル通信サービスの付加サービスとして、ソフトバンク（ワイモバイル）と i スマート Biz 契約者間の通信サービス契約とは独立して提供されます。申込は、i スマート Biz 申込者から直接当社に行われます。毎月の料金は、ソフトバンク（ワイモバイル）の通信サービス請求書に合算請求され、i スマート Biz 契約者に合算の請求書が送付されます。支払先は、ソフトバンク（ワイモバイル）になります。解約の場合は、i スマート Biz 契約者から直接当社に連絡が必要です。最低利用期間満了前の解約は、解約手数料が発生します。

2) 重要事項説明書の同意

i スマート Biz 申込者は、本約款への同意と合わせ、申込時にどこでもビジネスフォンの固有事項を記載した重要事項説明書への同意も条件となります。

(3) アルテリア・ネットワークス株式会社

1) サービスの提供

当社は、アルテリア・ネットワークス株式会社の定める契約約款に従い外線通信サービスを提供します。i スマート Biz 契約者は、当該外線サービスに対する問い合わせ・苦情等は当社に行うものとします。

2) 外線通信料金（国内通信のみです。国際電話サービスはありません）

国内電話料金	単位	料金額
a : b 以外のもの	3 分まで毎に	7 円
b : 携帯・PHS・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの	1 分まで毎に	14 円

以上